

近江八幡市公文書管理に関する懇話会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第34条の規定に基づく公文書の適正な管理について意見を聴くため、近江八幡市公文書管理に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 市長は、次に掲げる事項についての意見又は助言を懇話会に求めるものとする。

- (1) 公文書の適正な管理に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 懇話会の委員（以下「委員」という。）は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年を超えない範囲内において市長が定める期間とする。ただし、再任することを妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 懇話会に、座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、懇話会の会議（以下「会議」という。）の議事の進行を行う。
- 4 座長に事故があるとき又は欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、市長が必要に応じて招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局等)

第7条 懇話会の庶務は、歴史公文書等主管課及び総務主管課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日（令和4年12月6日）から施行する。

近江八幡市公文書管理に関する懇話会委員名簿

氏名	所属	備考
佐伯 彰洋	同志社大学法学部 教授	学識経験者
櫻澤 誠	大阪教育大学教育学部教員養成課程 社会科教育部門 准教授	学識経験者
中井 善寿	滋賀県立公文書館 元専門職員	
辻井 弘子	滋賀県立安土城考古博物館 元館長	
亀岡 哲也	メルクロス（株）顧問	